

女性・女系の可能性を 残すべきだ



京都産業大学名誉教授

所功

これから結婚される皇族女子は夫も子も皇族に

政府の有識者会議では今後の皇位継承の在り方が議論されています。皇室制度に詳しい所さんは同会議の有識者ヒアリングでも意見を述べましたが、現在の状況をどう見ていますか。

所 皇室の在り方は皇室典範や皇室経済法など特別な法律により規定されています。それゆえ、私どもは皇統の永続のために、より相応しい法律の在り方を求めていかなければなりません。

ここで大切なのは、法制と人間の関連を具体的に考えることです。どんな法制もその対象となる人間が担えるものでなければ、いくら合理的でも実際に機能することが難しい。そのため、皇室の在り方を定める皇室典範も、

対象の方々に無理を強いていないかどうか、という視点を失ってはなりません。皇室の方々が本家の内廷も分家の宮家も一体となって対処可能なものであること、これが皇室典範を議論する前提です。

皇位継承の問題は「女系継承（女性皇族の子孫による皇位継承）を認めるかどうか」で意見が割れていますが、所さんは以前から女性天皇・女系天皇も容認する立場を表明しています。

私の基本的な立場は「男系絶対」ではなく「男系優先」です。歴代の皇位はいわゆる男系（父系）で継承されてきました。この歴史は原則的に尊重すべきです。しかし、男系男子による継承が困難になる場合も想定して、男系女子の天皇を公認し、さらに男系継承そのものが困難になれば女系（母系）天皇も容認すべきです。

次世代の皇位継承者は、現行の皇室典範によって男系男子が2代先までおられますから、現時点で女性・女系天皇について具体的に議論するのは難しい。

しかし、悠仁さまの先がどうなるのかは誰にも分かりません。そのため、万一に備えて女性・女系天皇の可能性も開いておくべきだということです。

政府の有識者会議は12月22日に最終答申を提出しました。最終答申は、次世代の皇位継承者がお二人おられることを前提に、「この皇位継承の流れをゆるがせにしない」としています。

これは現在の皇位継承順位に従うという判断です。現在の皇室典範では「皇統に属する男系の男子」が皇位を継承することになっており、その有資格者として生まれて育たれた方がお二人実在しておられますから、それを尊重するのは当然のことです。

最終答申は「皇族数の確保」のために①女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持することを提案しています。①については一応賛成です。皇族女子が婚姻後も皇室に留まれば、皇族として公務を分担することができま

す。この案はぜひ早急に実現してほしいと思います。ただし問題点もあります。最終答申では、①を実現した場合、皇族女子の配偶者とその子供は「皇族という特

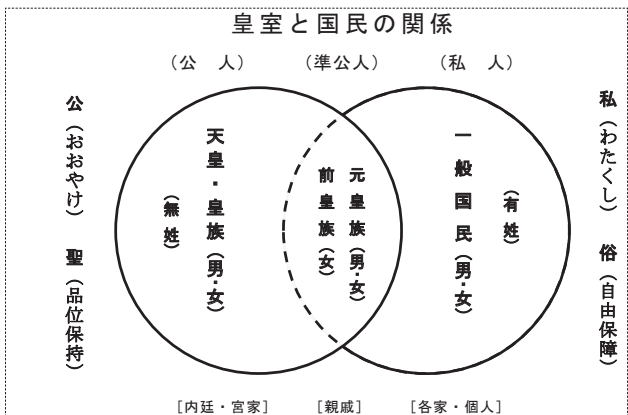
別の身分を有しないものとするのが考えられる」としています。これは男系継承を絶対視する人々に配慮して、女系継承にならないと予防線を張ったのかもしれない。しかし、この案では同一家族の中に皇族身分の妻と国民身分の夫と子が混在することになります。こんな形では国民の夫婦別姓と同じく、「家族の一体性」が失われる恐れがあります。

私は①を実現する場合、皇族女子が結婚後も皇族として当主になれるのであれば、その夫と子も皇族にすることで、家族としての一体性を作り上げることが大事だと考えております。おそらく30年ほど続くと思われる令和の御代には、次の次まで見通すことができませんから、そういう女性当主の子は皇位継承の資格を認めないと定めておけばよいと思います。

皇族女子の夫や子が皇族になった前例はないため、女系継承につながるという懸念を呼び起こしませんか。

所 では、もともと本質的に皇室と国民の関係を考えて申し上げます（次頁の図表参照）。日本の天皇・皇族は聖なる世界におられる無私の「公人」ですが、一般の国民は俗なる世界にいる自由な「私人」です。また、古来の天皇は有力な臣民に姓を与える立場にありましたから、皇室には今なお姓（家名）がありません。

このような姓（家名）を持つ一般の国民も、選ばれて皇室に入れば、姓が消えて実名だけの皇族になります。たとえば美智子さま・雅子さま・紀子さまなどは、后妃として皇室に入る時、正田・小和田・川嶋などという生家の姓が消えて、お名前のみとなりました。



したがって、皇族女子のもとに入る一般男性も、生家の名前（俗姓）が消えてしまいますから、その間の子供にも父親の俗姓はありません。その意味で、皇室の方々に不可欠なのは「皇統に属する」皇族ということであり、そこから、そこに父系（男系）とか母系（女系）という違いは本来ないのです。いわゆる男系・女系を区別するのは一般国民の在り方を皇室

に当てはめたものだと考えております。

当面必要なことは、皇室の活動を維持するために成年皇族が相当程度に実在されることです。その皇室は、本家にあたる「内廷」と分家にあたる「宮家」から成っていますが、特に重要なのは内廷の方々です。

とりわけ今上陛下の皇女である敬宮愛子内親王は、すでに成年（20歳）となられ、同一家族として両陛下を最も身近に支えておられます。その愛子さまが結婚後も皇族として両陛下を支えながら公務に励んでいただけのようにすることが、何より望ましいことだと思います。それは皇位を継がれるためではありません。

一夫一婦制により男系継承の永続は困難

最終答申は、②養子縁組を可能として皇統に属する男系の男子を皇族とすること、③皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすることも提案しています。②③はいずれも戦後皇籍を離脱した旧宮家の子孫（男系男子）を皇族にする案です。

私は以前から旧宮家子孫の皇籍取得を「不適切」と批判してきました。旧宮家の子孫は俗界で一般国民として生まれ育った人々であり、聖域の皇室で生まれ育った方々とは異なります。しかし皇族の少なすぎる今では、

皇室の永続のために検討せざるをえないと感じています。

そのための具体策が②③です。そのいずれにせよ、旧宮家子孫の皇籍取得を進めるとなれば、旧宮家の関係者はメディアのターゲットになり、毀誉褒貶にさらされるリスクがあります。静かな環境で内密に具体化することができるかどうか懸念しています。

所さんは有識者ヒアリングで、旧宮家子孫を皇族にしても根本的な解決策にはならないと指摘しました。

所 歴代天皇の大多数は確かに男性ですが、半数近くは側室から生まれた方々です。しかし、皇太子時代の昭和天皇が側室を認められませんでしたから、現在の皇室典範も側室の庶子を認めない一夫一婦制になっています。

この一夫一婦制では、皇位の継承であれ宮家の相続であれ、男子だけで維持していくことは困難です。したがって、旧宮家子孫の皇籍取得によって男子の数を増やしても、その男子だけで続いていくとは限りません。

現に立派な男子が三名もおられた三笠宮家では、今や女子しかいないのです。また、戦後に皇籍を離脱した11宮家も、7家は男子の後継者が得られず、若い男子のいるという家系は4つしかない状況です。こういう現実も念頭に置いて、具体策を工夫する必要があります。

「皇統に属する皇族」の継承が重要

政府の有識者会議が先送りにした「安定的な皇位継承」について議論すれば、女性・女系天皇の問題を避けて通ることはできません。しかし、皇位が例外なく男系で継承されてきた歴史を踏まえると、「女系継承は正統なのかどうか」という疑問が生まれます。

所 現行の日本国憲法は「皇位は世襲のもの」と定め、「世襲」の在り方を法律の皇室典範に委ねています。その皇室典範では、「皇位は、皇統に属する男系の男子」が継承すると定めています。

ここで最も重要なのは「皇統に属する」皇族身分にあることです。ついで、それを「男系の男子」に制限してありますが、本来「皇統」には男系・女系の区別がなく、結果的にいわゆる男系の男子が多く立てられてきたのです。したがって、今後も可能な限り男系の男子を優先したほうがよいと考えますが、さりとて女子を排除したり女系を否定したりするのは行き過ぎだと思えます。

政界にも論壇にも「女系継承は絶対には認めない」という声が根強くあります。

所 いわゆる男系継承は長年の「原則」であっても絶対的な「原理」ではないと考えています。原則なら例外を

認めますが、原理では例外を認めません。明治時代にも皇室典範を制定するまでは、「男統」に限らず「女統」にも皇位継承の資格を認めるべきだという議論があり、伊藤博文すら途中まで女性天皇を容認しています。

—— 歴史的に例外のない男系継承は「原理」なのではありませんか。

所 皇位継承において、いわゆる男系（父系）継承しか認めないようになったのは、古代中国の宗族制度に影響されたものだと考えています。それ以前には、母性的な天照大神を「皇祖神」と仰ぐような母性尊重の伝統があり、それが弥生中期ごろから父性優位に変わってきたのであり、父系（男系）絶対ではありません。もしも男系継承が不変の原理であれば、それが不可能になった時点で皇統は終焉を迎えることになってしまいます。

今こそ皇室の方々に「理解と感謝」を

—— そもそも国民が皇位継承の在り方を議論すること自体に違和感を覚えます。戦前と同じように皇室典範は憲法の枠外に置くべきではありませんか。

所 戦前の皇室典範は自律的な「宮務法」であり、民意に左右される「国務法」の大日本帝国憲法と別建ての根本法とされていました。それに対して、戦後の皇室典範

はGHQの民主化政策に抗しえず、日本国憲法の下に置かれ、国会で議決する法律に作り変えられています。

しかし、時代を超えて永続性を保持すべき皇室と、時代に応じて変化していく一般国民は、次元の異なる存在です。それゆえ、皇室の法と国民の法は、その本質的な違いを前提にして解釈し運用する必要があります。

—— 皇室の重要な課題について、戦前の皇室典範では天皇を議長とする「皇族会議」で決められることになっていましたが、戦後の皇室典範では総理大臣を議長とする「皇室会議」で定めることになっています。

所 現在の皇族2名と三権代表8名から成る皇室会議では、皇族の結婚を承認するなど儀礼的なことしかしてきませんでした。しかし、議長の内閣首相が発議すれば、天皇陛下のご意向を踏まえて様々な課題を検討し、具体的な提言も行うことができるはずです。

また、戦前は皇族会議だけでなく枢密院や内大臣府もあって、天皇陛下を輔弼する役割を果たしてきました。それがない現在、せめて皇室会議に積極的な機能を果たしてほしいと願っています。

—— そもそも国民が皇室の在り方を決めるという仕組みに無理があると思います。国民はどうしているか分からず、政府も国会も手を出さず、皇室も自ら決められな

いま時間が過ぎて、問題がますます深刻化しているのではありませんか。

所 確かにそれが現実です。とはいえ、何もできないわけではありません。平成29（2017）年に成立した「生前退位等に関する皇室典範特例法」もその一つです。これは前年8月に天皇（現上皇）陛下が自ら語られたお言葉をうけて、大多数の国民が理解と共感を示したことから、政府と国会が合意を作り制定した法律です。憲法にも皇室典範にも規定のない高齢天皇の退位（讓位）を可能にしたのは、画期的な出来事だと思います。

天皇と国民、政府と国会が一体となって、戦後初めて皇室典範を実質的に改正したのです。この時の経験と知恵を活かせば、戦後70年以上放置されてきた皇室に含まれる問題を段々と解決していくことができるはずです。

さらに言えば、先ほど申しましたように、皇室の方々は聖なる世界に属する無私の公人として「品位保持」に努め、我々国民のために重い責務を担っておられます。

これは決して当たり前のことではなく有り難いこと、まさに有ることが難しい稀有なことです。皇室の方々にそういう重責を続けていただくには、我々国民がその全容を理解し、心から感謝の気持ちを表す必要があります。

昭和天皇は敗戦間もない昭和21（1946）年の元日詔書で、天皇と国民の紐帯（絆）は「終始相互の信頼と敬愛」によって結ばれていると仰せられました。私も国民はこの戦後日本の原点を思い出し、全国民を信頼してくださる天皇（皇室）に対して敬愛の念を持ち、感謝する真心を大切にしたいと思っています。

（12月28日 聞き手・構成 杉原悠人）

廃棄物の有効利用と再資源化は、今の時代の急務です。

私たちは、明日のための施工技術を日夜研究し、

地域社会が求めている解体工事に取り組んでいます。



総合解体業
株式会社 中谷組
滋賀県大津市大江6丁目2-14
●お問合せ●
077-534-9797